

第 7 号

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県財産条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県財産条例の一部を改正する条例  
熊本県財産条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。  
附則第 2 項中「及び令和 2 年 7 月豪雨」を「、令和 2 年 7 月豪雨及び令和 8 年熊本地震」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和 8 年熊本地震による災害の被災者に対し応急仮設住宅を早急に供与するため、応急  
仮設住宅の買入りに係る議会の議決要件を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。